

## 大口取引先倒産の影響で、資金不足が生じたら？

Q：大口取引先倒産の影響で、資金不足が生じます。何か良い方法はありませんか？

### A：連鎖倒産防止の制度融資活用を！

中小企業の倒産は年間2万8千件と未だ高水準にあります。倒産原因も「不況型倒産」「連鎖倒産」が増えています。中小企業の連鎖倒産防止の為には、以下4つの融資制度の活用が有効です。まず、各商工会議所の「倒産防止（経営安定）特別相談室」に相談し、十分な情報を得て万一の場合に備える事が重要です。

- 1. 経営安定対策貸付：対象者は、売上減少・在庫増加等経営の安定に支障のある中小企業者で、特別相談室で推薦を受けた者です。対象資金は、県の「経営安定対策貸付」で、経営維持に必要な運転資金分です。**  
**貸付条件は、**利率 1.75～1.95%、保証料率 0.5～1.76%、融資期間 7年以内、貸付限度額 50 百万円以内で、担保・保証人が必要な場合があります。
- 2. 緊急経営安定対応貸付金制度：対象者は、取引先倒産により経営に支障のある中小企業者で、倒産企業に対し 50 万円以上の売掛債権・貸付金等を有する、倒産企業との取引依存度が 20% 以上等に該当する者です。対象資金は、取引先倒産により緊急に必要とする長期運転資金です。貸付条件は、**利率 1.65%～2.10%、融資期間 5～7 年、貸付限度額 150 百万円以内で担保・保証人が必要です。
- 3. 経営安定関連保証制度：対象者は、取引先の再生手続等の申請や事業活動の制限等により経営安定に支障の生じ、市町村の「特定中小企業者」の認定を受けた中小企業者です。保証限度額は、**一般保証枠と同額の特別枠が利用出来、金融機関等の審査をクリアすれば最大で一般保証枠・特別保証枠の合計で 580 百万円まで信用保証を受けられます。**保証条件は、**保証料率 0.8%、保証期間 20 年以内です。
- 4. 中小企業倒産防止共済制度：中小企業者が当該制度加入後 6 ヶ月以上経過後、万一取引先が倒産して売掛債権の回収が困難となった場合、納付済み掛金総額の 10 倍まで、最高 32 百万円まで、無担保・無保証・無利子で貸付が受けられる制度です。掛金は毎月 5 千円～80 千円までで、掛金は税法上損金になります。積立最高限度額は 320 百万円です。商工会議所・金融機関等で加入取扱いを行っております。**

平成 19 年 9 月  
税理士法人石井会計  
代表社員 石井栄一  
(公認会計士・税理士)